

# 八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

〔平成27年11月25日〕  
要綱第26号

改正 平成28年 5月16日要綱第19号  
平成29年 1月31日要綱第3号  
令和 7年 3月21日要綱第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、[介護保険法](#)（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び[介護保険法施行規則](#)（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、[法](#)で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 [施行規則](#)第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 [法](#)第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、[施行規則](#)第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第1号）により、指定を行わないときは、事業者指定申請却下通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 市長は、前条に規定する事業者の指定を行うことにより、八幡浜市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に市長に届け出なければならない。

4 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する届出は、施行規則第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式による。

(指定の辞退)

第8条 指定事業者は、指定を受けた事業について辞退しようとするときは、指定辞退届出書(様式第3号)を、辞退しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第9条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、当該申請をした者に事業者指定更新通知書(様式第4号)により、指定の更新を行わないときは、事業者指定更新申請却下通知書(様式第5号)により、

当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消（効力停止）通知書（様式第6号）により当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第11条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第12条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業

指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(有効期間の特例)

- 3 平成28年3月31日までにこの要綱により指定を受けた事業者は、この要綱の規定にかかわらず、当該指定の有効期間の満了の日は、平成30年3月31日とする。

附 則 (平成28年5月16日要綱第19号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に存する様式は、この要綱による改正後の八幡浜市介護保険給付制限に関する要綱、八幡浜市妊婦一般健康診査費助成実施要綱及び八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱に定める様式とみなす。

附 則 (平成29年1月31日要綱第3号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に存する様式第1号及び様式第8号の様式は、なお当分の間、適宜修正のうえ、この要綱による改正後の八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱に規定する様式として用いることができる。

(施行日前の準備行為)

- 3 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定又は指定の更新に係る申請に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和7年3月21日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第 年 月 日  
号 日

様

八幡浜市長

印

事業者指定通知書

標記の件について、介護保険法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者として指定しましたので、通知します。

記

|             |  |
|-------------|--|
| 指定事業者の名称    |  |
| 主たる事務所の所在地  |  |
| 事業所の名称      |  |
| 所在地         |  |
| 代表者の氏名      |  |
| 介護保険事業所番号   |  |
| サービス種類      |  |
| 指定年月日       |  |
| 指定の有効期間の満了日 |  |

第 年 月 日  
号 日

様

八幡浜市長

印

事業者指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者に係る指定については、介護保険法第115条の45の5第2項の規定により、指定することができませんので通知します。

記

却下理由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八幡浜市に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があった日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消の訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八幡浜市を被告として訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟において八幡浜市を代表するものは八幡浜市長になります。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）翌日から起算して1年が経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

八 幡 浜 市 長 様

所在地

事業者名称

代表者職・名前

㊞

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

|                         | 介護保険事業所番号      |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------|----------------|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| 指定を辞退する事業者              | 名称             |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
|                         | 所在地<br>( 千 ー ) |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
| 指定を受けた年月日               | 年 月 日          |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
| 指定を辞退する年月日              | 年 月 日          |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
| 指定を辞退する理由               |                |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
| 現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 |                |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
| 届出書担当者                  |                |  |  | 連絡先 |  |  |  |  |  |  |

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出ること。

第 年 月 日  
号 日

様

八幡浜市長

印

事業者指定更新通知書

年 月 日付けで指定更新の申請がありました事業所については、介護保険法第115条の45の6第4項の規定により準用する同法第115条の45の5第1項の規定により、下記の通り指定を更新したので、通知します。

記

|             |  |
|-------------|--|
| 指定事業者の名称    |  |
| 主たる事務所の所在地  |  |
| 事業所の名称      |  |
| 所在地         |  |
| 代表者の氏名      |  |
| 介護保険事業所番号   |  |
| サービス種類      |  |
| 指定年月日       |  |
| 指定更新年月日     |  |
| 指定の有効期間の満了日 |  |

第 年 月 日  
号 日

様

八幡浜市長

印

事業者指定更新申請却下通知書

年 月 日付けで更新申請のあった事業者に係る指定については、介護保険法第115条の45の6第4項の規定により準用する同法第115条の45の5第2項の規定により、指定の更新をすることができませんので、申請を却下します。

記

却下理由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八幡浜市に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があった日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消の訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八幡浜市を被告として訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟において八幡浜市を代表するものは八幡浜市長になります。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年が経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

八幡浜市長

印

指定事業者指定取消し（効力停止）通知書

年 月 日付け第 号で指定した事業者について、介護保険法第115条の45の9の規定により、次のとおり指定の取消し（効力の停止）をしましたので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 サービスの種類等
- 5 取消し（効力停止）の理由
- 6 指定取消し（効力停止）年月日 年 月 日  
（効力停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

教 示

- 1 審査請求について  
この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八幡浜市に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この処分があった日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分に対する取消の訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八幡浜市を被告として訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟において八幡浜市を代表するものは八幡浜市長になります。  
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年が経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。